

男女平等推進センターの相談室は、女性のための総合相談窓口です。女性相談員が対応します。

「こんなことは人には話せない」と思って相談することができずにおられる方、安心してください。秘密は固く守ります。

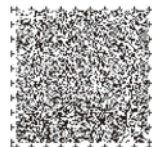
夫や交際相手からの暴力や暴言(DV)に悩んでいる、仕事を辞めたいのに辞めさせてもらえない、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメントを受けて苦しい、過去の性暴力で今も苦しんでいるなど、さまざまな相談をお受けしています。

何か行動をしようとした時に、できないことばかりが頭に浮かんできて、あきらめたことはありませんか。「女性だから」と自分のしたいことをあきらめたことはありませんか。個人の悩みの背景に、「女性として」育てられたことによる社会的な問題が隠れているかもしれません。

相談員はあなたの問題について、一緒に考えます。問題を整理するお手伝いを通じて、あなたの選択・あなたの意志を尊重します。

相談室 だより

あなたがあなたらしく
生きることを応援します



相談室では、女性弁護士による無料法律相談も予約制で受けつけています。婚姻費用請求、離婚調停、財産分与などのほかにも、身の回りの問題や困りごとに、女性弁護士が面談にて相談をお受けします。

子どもさんの一時保育や手話通訳、外国語の通訳が必要な方はご相談ください。

一人で抱え込まずに、自分らしい生き方を探すために相談されてみませんか。

どうぞお気軽にご相談ください。

※電話番号・相談時間等の詳細は最終ページをご確認ください。

『市民の意見を聴く会』を開催しました！



久留米市男女平等政策審議会※は、市の男女共同参画を進めるため、11月1日と2日に、市内の3カ所で『市民の意見を聴く会』を開催しました。参加された市民からは、久留米女性週間への全庁的な取組の促進や、男性を対象にした意識啓発事業の実施、DV対策の更なる充実など、市の施策に対する要望や、男女平等に関する地域の実態など、様々な意見をいただきました。

男女平等政策審議会は、この『意見を聴く会』をはじめ、令和6年度秋に実施した『男女平等に関する市民意識調査』の速報値等も参考にしながら、令和8年度からの次期男女共同参画行動計画(DV対策基本計画)を策定する市に対して、「このような施策を実施してはどうか」「このような現状は改善するべきでは」といった意見を審議会として取りまとめ、令和7年3月、市長に『答申』を提出します。

※
久留米市男女平等政策審議会は、市の男女共同参画行動計画や、男女平等の推進に関する重要な事項を調査・審議するための市長の附属機関です。



市民の意見を聴く会の様子

問い合わせ先

協働推進部男女平等政策課
TEL: 0942-30-9044
FAX: 0942-30-9703

